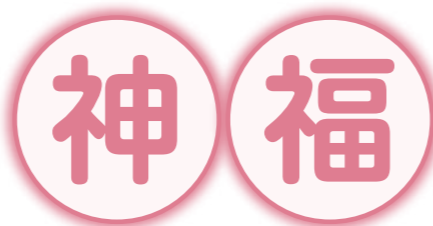




# 68歳・69歳の方へ 医療費助成制度



☎ 国保年金課 Tel0299-90-1143

70歳になると、健康保険を使って病院や薬局などにかかったとき、医療費の自己負担割合は、原則2割となります。

市では、68歳、69歳の方を対象に、自己負担割合が2割となるように助成を行なっています。

## 助成の方法

医療機関では一部負担金(3割)を支払います。

後日、登録された口座に市から1割分が振り込まれます。

※限度額認定証を利用する方や、高額療養費などが該当する方は、助成割合が変わる場合があります

## 対象期間

68歳の誕生月の初日～70歳の誕生月の末日。

※1日生まれの方は、70歳の誕生月の前月の末日まで

## 申請方法

対象となる方へ、68歳の誕生月の前月中旬ごろに申請通知を郵送します。通知の内容に従って申請してください。

次の方は、対象外となります

- 「現役並み所得者」※
- 後期高齢者医療制度の被保険者

※「現役並み所得者」とは次の両方に該当する方です

- 住民税課税所得が145万円以上の68～74歳の方
- 年収が383万円以上(68～74歳の人が1人の世帯)  
年収が520万円以上(68～74歳の人が2人以上の世帯)

※所得の再判定により対象外となる方には、随時通知を郵送します

# 児童扶養手当の現況届

☎ こども福祉課 Tel0299-90-1205

児童扶養手当の受給資格者(支給停止者を含む)は、毎年8月1日現在の養育状況と前年の所得状況を届け出る必要があります。



受付場所	日時	
波崎総合支所・防災センター	8月1日(火)・2日(水)	午前9時～午後7時
保健・福祉会館	8月3日(木)・4日(金)	午前9時～午後7時
	8月6日(日)	午前9時～午後5時

## 持参物

- 現況届用紙(市から郵送されるもの)
  - 印鑑(朱肉を使うもの)
  - 養育費などに関する申告書
  - その他(認定理由により異なります)
- ※**支給開始月から起算して5年または支給要件に該当した月から起算して7年**を過ぎた受給者には、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書(緑色)」を郵送しています。現況届と併せて提出してください
- ※写しの提出が必要な物は必ず事前にコピーをしてご持参ください

次のような方は手当の受給資格がなくなる場合や、支給額が変更になる場合があります。窓口で相談してください。

- 受給者が婚姻した(事実婚を含む)
- 受給者や児童が公的年金を受給するようになった
- 児童が父または母が受ける障害基礎年金の加算対象になった など

## 児童扶養手当とは

父または母と生計が異なる児童が育成される家庭の生活の安定と、児童の自立促進に寄与し、児童福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。

児童扶養手当は、受給資格があっても請求しない限り支給されません。

## 児童扶養手当の対象となる児童

次のような場合で、18歳以後最初の3月31日までの間にある児童(ただし身体や精神に中度以上の障害があると認められた場合には20歳未満まで)。

- 父母が婚姻を解消した
- 父または母が死亡した
- 父または母が一定の障害の状態にあるなど

現況届受付会場で、県母子・父子自立支援員による  
就労・生活・修学資金などの「悩みごと相談窓口」を開設

☎ 鹿行県民センター  
Tel0291-33-6264

場所	日時	
波崎総合支所・防災センター	8月1日(火)	午前10時30分～午後2時30分
保健・福祉会館	8月3日(木)・4日(金)	午前10時～午後3時

現況届受付会場で、就職支援ナビゲーターによる  
臨時相談窓口を設置

☎ 常陸鹿嶋公共職業安定所  
Tel0299-83-2318

「出張ハローワーク!ひとり親全力サポートキャンペーン」に基づき、常陸鹿嶋公共職業安定所より就労支援ナビゲーターが派遣されます。

場所	日時	
波崎総合支所・防災センター	8月1日(火)	午前10時～午後3時
保健・福祉会館	8月3日(木)	